

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認を行ったので、同法第54条の3において準用する、同法第53条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年3月27日

川口市長 岡村 ゆり子

- 1 施設・事業の種類
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 2 施設・事業の所在地
川口市戸塚1-7-11
- 3 施設・事業の名称
社会福祉法人精寿会 東川口鳩笛保育園
- 4 特定乳児等通園支援事業者の確認日
令和8年4月1日